

外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務に係る企画提案競技実施要領

1 目的

葛尾村は少人数ならではの、少人数を最大限に生かした様々な教育施策を実践しており、その一環としてグローバル社会をたくましく生きるための広い視野を持ち、自ら学ぶ意欲に満ちた園児・児童・生徒の育成を図ることを目指している。

園児・児童・生徒が日常的に英語に親しめる環境づくりと実践的な英語のスキルを身につけ、国際理解教育の推進を図ることを目的に、外国語指導助手（以下「ＡＬＴ」という。）を派遣し、実践的なコミュニケーション能力の向上等に努めている。そのため、英語教育について専門的知識を有し、園児・児童・生徒に対して質の高い指導ができるＡＬＴを派遣するとともに、ＡＬＴへの指導・管理体制を確実に遂行できる事業者を企画提案競技方式による選考を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

2 派遣業務の概要

- (1) 派遣業務名 葛尾村外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務
- (2) 業務内容 別紙「葛尾村外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案限度額 4,320,000円（消費税を含む）
※限度額を超えての提案は無効とする。

3 参加資格

次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 国税・地方税を滞納していないこと。
- (4) 葛尾村暴力団排除条例（平成26年葛尾村条例第6号）第2条第1号または同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 一般労働者派遣事業に関する許可を有していること。
- (6) 過去5年以内に、地方公共団体でＡＬＴ派遣業務を継続して2年以上経験し、かつ契約を履行完了した実績があること。ただし、複数年契約で履行を契約しているものについては、満1年間を経過していること。
- (7) 福島県内において、ＡＬＴ派遣業務に関し十分な実績があること。
- (8) 葛尾村教育委員会との連携・調整が速やかに行えること。

4 問合せ・書類提出先

葛尾村教育委員会 総務学校教育係 担当：松本

〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16番地

電話 0240-29-2170 FAX 0240-29-2123

5 企画提案競技に係る日程等

企画提案の募集開始	令和7年3月10日（月）
質問受付期限	令和7年3月13日（木） 午後4時
質問への回答	令和7年3月14日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年3月18日（火） 午後5時
第一次審査結果通知	令和7年3月19日（水）
企画提案競技審査会	令和7年3月24日（月） 午前9時予定
第二次審査結果の通知	令和7年3月24日（月） 以降

6 提出書類及び部数

- (1) 企画提案競技参加申請書（様式1号） 1部
- (2) 事業者概要（A4版 様式任意） 8部
- (3) 業務実績調書（様式2号） 8部
- (4) 企画提案書（A4版 様式任意） 8部
- (5) 見積書（A4版 様式任意） 8部

①業務に要する経費の内訳を記載または別表で添付することとし、内訳、単価、数量等を明記すること。

②正本1部のみ契約権限者印を押し、副本8部はコピー可とする。

7 応募手続

実施要領等の電子データについては、葛尾村ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

(1) 質問の受付及び回答

①受付期間

令和7年3月10日（月）～令和7年3月13日（木） 午後4時

②方法

質問書（様式3号）を葛尾村教育委員会担当者へ電子メールにより送信

③回答方法

3月14日（金）に事業者名を伏せた上で、質問及び回答を葛尾村ホームページに掲載する。

(2) 参加申込

①提出方法

公募期間の最終日午後5時までに持参（土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで）または郵送（書留または簡易書留、特定記録郵便とし、提出期限必着）により提出する。電子メール、FAX等での提出は認めない。

②提出先

〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16 葛尾村教育委員会 総務学校教育係

8 審査方法等

(1) 第一次審査（書類審査）

参加者が3社を超えた場合は、第一次審査を行い、提出書類の全てを提出した業者を対象に書類審査を行い、得点上位3社を選定する。審査結果は令和7年3月19日（水）に電子メールで通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査において選定された業者を対象に、下記のとおりプレゼンテーション審査を行う。

①実施日：令和7年3月24日（月）

②場所：葛尾村村民会館2階 視聴覚室（控室：葛尾村村民会館2階 第3会議室）

③時間：提案説明15分、質疑10分

④内容：提案した提案書や提出資料等の内容について、参加者が15分以内で説明する。

審査委員が提案書や提出資料等について質問し、参加者が応答・説明する。

⑤順番：書類提出順

⑥参加者：3名以内

⑦その他：スクリーン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に教育委員会へ確認する。

9 審査項目及び選考基準

	審査項目（選考基準）	配点
1	事業者の概要と事業方針 （会社のコンセプト、業務内容等は適切か）	10点
2	A L T派遣業務の理解度・実績 （A L T派遣業務を理解し、十分な実績を残しているか。）	10点
3	A L Tの管理体制 （A L Tの勤務状況確認、評価、労働管理体制等は適切か。）	10点
4	コーディネーターの業務内容と業務計画 （学校及び教育委員会に対するサポート体制は適切か。）	10点
5	危機管理体制 （欠員が生じた場合の対応及び、事故や災害に対するサポート体制が充実しているか。）	10点
6	A L Tの採用及び確保体制 （採用基準・方法は適切か。また、A L Tの配置が円滑に行えるか。）	10点
7	A L Tの研修体制 （A L Tの資質向上のための研修は適切に行われているか。）	10点
8	A L Tの指導力 （A L Tとしての役割を自覚し、教員とのチームティーチングを円滑に行えるか。また、授業のアイデア等を積極的に提案できるか。）	10点
9	見積書	20点

10 契約について

(1) 仕様の調整

契約候補者と葛尾村教育委員会で、契約候補者による企画提案書をもとに、事業内容について協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 見積書の提出について

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

(3) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結する。

11 その他留意事項

(1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された提案書は返却しないものとする。

(2) 提出された企画書等については、追加・削除等は原則として認めない。

(3) 次のいずれかに該当するときは無効とする。

①資格要件を欠くとき。

②提出書類に虚偽の記載があると認められたとき。

③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

④信義に反する行為があったとき。

⑤その他選考に係る不正行為があったとき。

(4) 参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式4号）を使用し、参加申込み等の提出期限（令和7年3月18日（火）午後5時必着）までに、葛尾村教育委員会へ提出する。郵送の場合は、必ず書留または簡易書留、特定記録郵便とする。